

島根県内で L P ガスをご利用のみなさま

L P ガス料金の高騰に対する 負担軽減のご案内

お客様の 手続きは不要です

最大 4,250 円 (税別)

◆ 令和5年10月の請求から
3か月にわたって 値引き します

10月	最大 ▲1,500円
11月	最大 ▲1,500円
12月	最大 ▲1,250円

※1. 令和5年9月使用を含んだ検針分の料金が請求される時点で、島根県内のご家庭、店舗、事業所などでガスメーターを通じて L P ガスをご利用中のお客様が対象となります。

※2. 12月の値引きが最終です。

※3. 転居等で契約が終了している方は以降の値引きを受けられません。

※4. L P ガスの使用料金が、所定の値引き額に達しない場合は、使用料金の範囲内の金額を値引きするため、値引額の合計が4,250円にならない場合があります。

島根県の補助金を原資として値引きを行います

◆ 25m³/月を超えて L P ガスをご利用のお客様、ガスボンベやタンク等で L P ガスを購入・利用（工業・農業用など）のお客様には、別途、給付金による支援があります。詳しくはホームページをご覧ください（<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>）

